

イギリスの分野別参照基準 — 質保証の責任を大学に —

日本学術会議法学委員会

2011年5月30日（月）

田中正弘（弘前大学）

目次

1. イギリス高等教育制度の概要
2. 質の評価から質の監査へ
3. 分野別参照基準
4. 日本学術会議の回答への反映
5. 法学の参照基準
6. オックスフォードのプログラム詳述書
7. まとめ

1. イギリス高等教育制度の概要

大学の年限

- 学士課程は，三年制のところが多い。
 - 工学部や外国語学部は，四年制が多い。
(一年間の企業研修や留学が義務化)
 - 医学部は，六年制が多い。
- 日本の学士課程と比べて年限が短いのは，
極端に専門化しているため。
(教養教育がない)

大学入試：GCE-A（Aレベル）

- 極端な専門化は，大学入試の準備段階で既に始まっている。
- GCE-Aでは，一般的に2～3科目（教科ではない）を受験する。
 - 例：物理・化学・生物
 - 例：心理学・統計学・文化人類学
- 試験内容は，日本の大学入試の問題より高度なものを含む。
 - 例：二重積分，量子力学など

大学の歴史（1）

- イギリスの大学の起源は、12世紀に遡る。
 - 12世紀に、オックスフォード大学が誕生
 - 13世紀に、ケンブリッジ大学が誕生
(聖職者, 教会法学者, 学者, 官吏の養成機関)
- 19世紀に、市民向けの大学が、ロンドンなどの都市部に開校した。
(経営者や技術者の養成機関)
- 1960年代に、大学の数が倍増した。
とはいえ、1988年においても、大学の進学率は約15%に（エリート段階に）止まっていた。

大学の歴史（2）

- 大学倍増期の1960年代に、ポリテクニクと呼ばれる工業，商業，科学などの教育に特化した高等教育機関も設立された。

（二元構造の始まり）

- 1992年，ポリテクニクが大学に昇格し，大学の数が倍増した。

（大学の**大衆化・多様化**の始まり）



大学教育の質に対する懸念が広がる。

成績評価への信頼

- 1980年代まで、Aの成績は、どの大学のものでも、価値は等しいという国民の信頼があった。
- ところが、1992年以降の急速な大衆化によって、この信頼は揺らぎ、そして1997年に、「デアリング報告書」で、以下の疑問が投げかけられた。
 - How do we know that a 2:1 from Oxford Brookes is the same as a 2:1 from Oxford?
- この提言は後に、国民の信頼を得るための「学位の標準化」への取組につながった。

高等教育質保証機構（QAA）

- 高等教育の質への国民の信頼を高めることを目的に、高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）を、1997年に設立した。
- QAAは、学位標準化に向けて、以下の取組（Academic Infrastructureの作成）を実施した。
 1. 学位の枠組み（Frameworks for Higher Education Qualifications）の規定
 2. 分野別参照基準（Subject Benchmark Statements）の策定
 3. 優れた実践例（Code of Practice）の普及
 4. プログラム詳述書（Programme Specifications）作成の支援

2. 質の評価から質の監査へ

安原義仁の論文（2009）を参考に

質の評価

- QAAは、設立当初「質の評価」(Teaching Quality Assessment)を重視していた。
 - 「質の評価」とは、QAAが分野別に全ての学科の教育の質を直に評価するというものである。
- この方法は、教育の質の向上に寄与したと見なされている。
- その一方で、評価される側・する側の双方にとって、多大な負担であった。

「評価疲れ」が叫ばれるようになった。

質の監査

- 強い不満を考慮して、QAAは「負担の少ない方向」（lighter touch）に方針を転換し、質の評価よりも「質の監査」（Quality Audit）を重視するようになった。
 - 「質の監査」は、教育の質に関する**大学独自の保証システムが正しく機能しているかを**、点検するというものである。
 - 具体的に、全学科を対象とする分野別評価を2～4学科のサンプル調査に改めて、機関別監査の要素を2002年に取り入れた。

QAAによる外部評価

- 質の監査を重視するQAAの外部評価では、大学の**内部質保証システム**が正しく機能しているか、および公表された質に関する情報が正しいかを、同僚評価で点検している。
(この方法は世界的な潮流になりつつある。)
- たとえば、日本の大学基準協会（2009）が、認証評価の第二サイクルで、教育の質を自ら保証できる内部質保証システムの構築を大学側に強く求めている。

内部質保証システム

- 内部質保証システムは、主に以下の三つの要素で構成されている。
 - A) モニタリング (Regular Monitoring)
 - B) レビュー (Periodical Review)
 - C) 学外試験員制度 (External Examining)

モニタリング

- モニタリングは、学科単位で年度末に毎年実施される自己点検・評価のことで、**学生の学習成果**を、学生による授業評価アンケートや、卒業生・雇用者のアンケート、学外試験委員の報告書などで、検証するものである。
- 点検・評価の結果によって、カリキュラムの見直しが行われる。

レビュー

- レビューは、約5年サイクルの全学単位で実施される自己点検・評価のことで、望ましい学習成果を得られているかを、学外の委員も交えて検証することである。
- 検証される内容は、主に下記の四つである。
 - A) モニタリングは正しく機能しているか
 - B) 学問や技術の進歩に対応しているか
 - C) **分野別参照基準**などの修正に対応しているか
 - D) 学生需要や雇用機会の変化に対応しているか

学外試験委員制度

- 学外試験員制度は、大学からの依頼に応じて、他大学の教員が**教育の内容・水準**や**成績評価基準の妥当性**を検証し、改善に向けた助言を行うという、イギリス固有の制度である。
- 具体的には、以下の三つの内容を含む。
 - A) 教育の内容・水準は、学位の枠組みや**分野別参照基準**と照らし合わせて、相応であるか
 - B) 学生の学習到達度は、**類似の大学と比べて**、同等といえるか
 - C) 試験と評価は**適切かつ公正**に行われたか

3. 分野別参照基準

分野別参照基準（1）

- 分野別参照基準とは、QAAの説明によると、各分野において、学士課程を卒業した**学生が修得している**と期待する知識・技能・態度を、記述したものである。
 - 分野別参照基準の利用の実態は、QAA (2009) *Outcomes from Institutional Audit: Subject Benchmark Statements, Second Series.* の事例報告を参照したい。

分野別参照基準（2）

- 分野別参照基準には、大きく分けて二つの機能がある（para.9, p.6）。
- 1. ラーニング・アウトカムズなどの枠組みを定める上での（遵守しなければならない基準ではなく）**参照基準**となりうること
- 2. 内部評価・外部評価の**指標**となりうること。

分野別参照基準（3）

- 分野別参照基準は、カリキュラムを規定するものではなく、**学内の議論を誘発するツールとして設計された**（para.10-12, p.6-7）。



- カリキュラムの策定は、大学の責任である。
- カリキュラムの独自性・多様性は担保すべき。
- カリキュラムの策定では、分野別参照基準を参照しなくても問題はない（とはいえ、その理由を公に説明する必要はある）。

分野別参照基準（４）

- 分野別参照基準の分類に適切なものがない学際的・非伝統的な学科では、複数の参照基準の内容を独自に組み合わせて利用している。ただし、困難も生じている（para.15, p.8）。
- 分野別参照基準の利用は、分野に応じて、温度差がある（para.16, p.8）。

分野別参照基準（5）

- 多くの大学で、プログラムの認可・再認可、およびモニタリング・レビューの際には、分野別参照基準との整合性を点検している。また、学外試験委員にも、整合性の点検を依頼している（para.20-23, p.9-10）。
- ただし、分野別参照基準との整合が明確でなくても、その理由を適切に説明できれば問題ない。

4. 日本学術会議の回答への反映

日本学術会議の回答（1）

- 学術会議の回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」（2010年7月22日）に反映された、イギリスの制度・理念を列挙してみたい。

1. 教育課程編成上の参照基準の策定

- 「分野別質保証において取り組むべき課題は、学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのかという問いに対して（中略）、一定の見解を提示する枠組みを構築することである」（3頁）。

日本学会の回答（2）

2. 教育課程編成上の参照基準とは何か。

- 「（基準）を参照すれば、具体的にどのような授業科目を開設すべきかが『分かる』ようなものとして作成するのか。もちろん否である。教育課程の編成は、あくまでも、各大学とその教員が責任を負うべきもの」（4頁）である。
- 「教育課程が、独自の体系性と学術的な意義とを備えたものとして、社会や学生に対して十分に説明が可能なものであれば、独自性の高い教育理念を有する大学が、参照基準を利用しないということも否定されるべきではないと考える」（5頁）。

日本学会の回答（3）

3. 認証評価との関わりについて

- 「認証評価機関においては、各大学の学習成果を直接評価するのではなく、学習成果の向上を目指した各大学の内部質保証が適切に機能しているかどうかを評価する」（11頁）べきである。
- 「（なお、）評価負担の問題を考慮すれば、個別の教育課程の評価はサンプル的に行うのが妥当ではないだろうか」（11頁）。

5. 法学の参照基準

参照基準の作成

- QAA（訪問調査：2009年2月23日）によると、
 - 「歴史学の分野では、参照基準の編集に3年以上掛かると懸念された。一般的に、人文・社会の分野では、このような取組は初めてだったので時間が掛かった。化学や医学など自然・医療の分野は比較的容易だった」。
- 歴史学などの人文社会分野を修了した学生は何かできるべきか、当初、関係者間で意見がバラバラだった（考えたこともなかった、という意見もあった。）

参照基準の考え方

- 参照基準は、優等学位を取得するのに必要な**最低レベルの知識・技能**を記述している。
- よって、理論上、全ての基準（到達目標）を満たさなければ、卒業できないことになる。
- ただし、実際の卒業判定は、各大学の**柔軟な判断**に任されている。
 - 卒業時に到達目標に達しているかをはかる試験を行うわけではない。卒業要件単位数を満たせば、原則、卒業は認められる。

法学の参照基準

● 法学の優等学位を取得するには、以下の七つの領域に表される**最低レベルの知識・技能を全て修得**しなければならない。

- 専門的能力

- ①知識, ②応用と問題解決, ③資料と調査

- 汎用的技能

- ④分析, 統合, 批判的判断, 評価, ⑤自律性と学習能力

- その他の重要な能力

- ⑥コミュニケーション能力, ⑦数量・情報技能と協調性

6. オックスフォードのプログラム 詳述書（法学コース）

オックスフォードの詳述書

詳述書の項目（大学の定型フォーム）

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 学位授与機関名 | ② 授業実施機関名 |
| ③ アクレディテーション | ④ 学位名称 |
| ⑤ コース名 | ⑥ 入試コード |
| ⑦ 関連する参照基準 | ⑧ 施行・改訂日 |
| ⑨ 教育目的 | ⑩ D P |
| ⑪ C P | ⑫ 学生支援 |
| ⑬ A P | ⑭ F D |
| ⑮ 成績評価基準 | ⑯ 質の指標 |


法学の教育目的

- 教育の目的は、以下の五つの項目である。
 - A) 法学の知的な活動に直接学生を巻き込む。
 - B) 法曹界や大学院での学習に必要な高度な技能を、学生に身に付けさせる（この技能は、他の職種でも役立つものである）。
 - C) 法学に対する批判的な思考を学生に教授する。
 - D) 頻繁な個別指導などの濃密な学習経験を与える。
 - E) 初年次生向けの人間性を高める教育を提供する。

ディプロマ・ポリシー

- 期待する学習成果が（参照基準ではなく、大学の定型フォームに沿って）以下の四つの項目に分けて記載されている。
 - A) 知識と理解
 - B) 知的技能
 - C) 実用的技能
 - D) 汎用的技能
- 項目別に試験方法が記載されている点に、イギリスの特徴がある。

カリキュラム・ポリシー

- 学年（学期間）ごとに履修する科目名称が記載されている。
 - 科目の概要が右側に書かれている。
 - 試験方法も学年ごとに書かれている。
 - 注意：科目の数が日本と比べて**極端に少ない**。
- 
- 科目間の連関は日本と比べて単純である。
 - 卒業時の到達目標も日本と比べて立てやすい。

7. まとめ

まとめ

- 参照基準を作成することは、法学を修める社会的な意義を皆で再確認する好機
- 参照基準を参考に、各大学が独自の視点でプログラム詳述書を作成することも大学で法学を指導する意義を再確認する好機
- ただし、プログラム詳述書に従って、科目の内容・水準が適当で、成績基準・評価が適切でなければ、意味がない。

(内部質保証制度が重要)

ご静聴ありがとうございました。



田中正弘（弘前大学）

参考文献

- 大学基準協会（2009）「新大学評価システム ガイドブックー平成23年度以降の大学評価システムの概要」
- 日本学術会議（2010）「大学教育の分野別質保証の在り方について」
- 安原義仁（2009）「イギリスにおける高等教育の質保証システム」, 羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘（編）『高等教育質保証の国際比較』東信堂, 225-237頁。
- Quality Assurance Agency for Higher Education (2009) *Handbook for Institutional Audit: England and Northern Ireland.*
- Quality Assurance Agency for Higher Education (2009) *Outcomes from Institutional Audit: Subject Benchmark Statements, Second Series.*